

令和6年度 第7回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（7人）

会長	1番	沖道人
農業委員	2番	田尻博樹
農業委員	3番	永吉雄子
農業委員	6番	辻雄一郎
農業委員	8番	前原伸治
農業委員	9番	幸山利忠
農業委員	10番	前田博徳

4. 欠席委員（2人）

農業委員	5番	榮照和
農業委員	7番	榮米子

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	栄功助
推進委員	2番	川畠伸之
推進委員	5番	池沢清良
推進委員	6番	森由美子
推進委員	7番	久本和秀
推進委員	8番	元榮将博
推進委員	9番	芦村利広
推進委員	10番	田畠則仁

欠席委員（1人）

推進委員	3番	西和秋
------	----	-----

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第31号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第32号 非農地証明願いの審議について

議案第33号 あっせん委員の指名について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局係長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局	<p>ただ今から、令和6年度第7回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、榮 照和委員、榮 米子委員が欠席ですが、総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせて頂きます。</p> <p>9/27 JAあまみ事業運営委員会 10/ 6 新庁舎落成記念式典・祝賀会 10/ 8 沖永良部地区青年農業者会議 以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、6番辻委員、9番幸山委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の神川氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させて頂きます。</p> <p>【議案第29号について朗読】</p> <p>議案第29号は、売買4件です。</p> <p>1番 田皆字泊〇〇 2,018m²、売買。譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 上城字白間当〇〇 1,094m²を含む計2筆 1,380m²、売買。譲渡人 大阪府高槻市〇〇さん、譲受人上城〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 上平川字竹俣〇〇 1,523m²を含む計2筆 2,370m²、売買。譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>4番 芦清良字ヨサナ川〇〇 1,071m² 売買。譲渡人 和泊町大城〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。

5番推進委員	<p>1番を説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、サトウキビとサトイモを作っております、機械類も全て揃っております。</p> <p>譲受人が長年耕作してきており、今回購入することになりましたが、問題ないと思います。</p> <p>ご審議よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>2番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は、バレイショとマンゴーを作っております、機械等も揃っております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
8番農業委員	<p>3番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は、バレイショとカボチャを作っております、機械等も揃つております問題ないと思います。畑は、カボチャを栽培する予定です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
10番推進委員	<p>4番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は、黒貫にも多くの畑を所有しておりますし、機械等も揃つております問題ないと思います。</p> <p>畑は、ロータリーがかけてありました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局並びに地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
	(意見、質問なし)
議長	<p>ないようですので、議案第29号について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(挙手多数)
議長	<p>賛成多数ですので、議案第29号は、原案のとおり許可決定とします。</p> <p>次に、議案第30号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第30号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。</p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1~4 黒貫字前原〇〇 3,038m²を含む計4筆 3,827m² 賃貸借 10年間の再設定となっています。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
10番推進委員	<p>1番を説明します。</p> <p>貸人と借人は知人です。</p> <p>借人は、主にサトウキビを作っております、機械類も揃っています。</p> <p>期間満了による再設定で、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ただ今の事務局及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	ないようですので、議案第30号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第30号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。
議長	議案第31号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第31号 説明します。</p> <p>貸出期間が5年のものが、7,125m²、利用権を設定する者が2名、利用権の設定を受ける者が1名です。</p> <p>貸出期間が6年のものが、24,760m²、利用権を設定する者が2名、利用権の設定を受ける者が2名、更新です。</p> <p>内容については、資料のとおりです。</p> <p>1番~5番 久志検字上納種〇〇 430m²を含む計5筆 7,125m²、出し手は兵庫県神戸市〇〇さん、受け手は和泊町和泊〇〇さん、令和6年12月31日から5年間、使用貸借契約です。</p> <p>6番~9番 田皆字下万当〇〇 478m²を含む計4筆 6,178m²、出し手は田皆〇〇さん、受け手は田皆〇〇さん、令和6年12月31日から6年間、使用貸借契約です。</p> <p>10番~16番 正名字剥辻〇〇 4,884m²を含む計7筆18,582m²、出し手は田皆〇〇さん、受け手は田皆〇〇さん、令和6年12月31日から6年間、使用貸借契約です。</p>

	<p>続いて、所有権の移転について説明します。</p> <p>1番 濑利覚字只原〇〇 1,653m²を含む計2筆 2,431m² 鹿児島市〇〇さんから芦清良〇〇さんへ、対価〇〇円、〇〇円で、令和6年12月31日に所有権移転の予定となっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	議案第31号に、何かご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第31号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	<p>議案第31号については、計画を決定します。</p> <p>次に、議案第32号 非農地証明願いの審議について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号 非農地証明願いの審議について、説明します。</p> <p>議案第32-1号</p> <p>申請人は、大阪府堺市〇〇さん、土地の表示は、住吉字上泉川〇〇 畑 1,977m²です。</p> <p>申し出の内容として、申請地は、国の減反政策により休耕田となっている。現況、雑木等が繁茂し農地の機能を失っている状況である。自然荒廃により雑木等が繁茂し農地への復旧が困難な土地であります。</p> <p>以前に非農地判断した土地ですが、当時の所有者が亡くなつており通知書が出せなかつたところです。</p> <p>議案第32-2号</p> <p>申請人は、兵庫県神戸市〇〇さん、土地の表示は、余多字舎田〇〇 畑 591m²です。</p> <p>申し出の内容として、申請地は耕作放棄されており、自然荒廃により雑木等が繁茂し塩害の影響などにより農地への復旧が困難な土地となっております。農用地区域内ではなく、公共投資の対象となつた農地内や、集団性のある優良農地内ではありません。</p> <p>先月の総会で保留としたものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	議案第32-1号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	<p>議案第32-1号については、承認します。</p> <p>次に、議案第32-2号について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(挙手過半)

議長	議案第32-2号については、承認します。 次に、議案第33号 あっせん委員の指名について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第33号 あっせん委員の指名について、説明します。 【議案第33号について朗読】 知名字アギナ〇〇 4,072m ² を含む計2筆 8,144m ² 、所有者 知名〇〇さん、売買で価格は〇〇円、〇〇円です。 以上です。
議長	何か、ご意見、ご質問はありませんか。
2番農業委員	価格が高いようですが、所有者の希望ですか。 畑かんもない農地です。
事務局	所有者の希望です。
議長	あっせん委員について、こちらから指名してもよろしいか。 (異議なしの声あり)
議長	議案第33号については、知名ですので田尻委員、栄委員にお願いします。 よろしいですか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、以上を持ちまして議題事項は終了いたします。 お疲れさまでした。
	上記のとおり相違ないことを確認し署名する。
	令和 6年10月25日
	議長 沖道人
	署名委員 辻雄一郎
	署名委員 幸山利忠

